



名南ワンポイント情報サービス

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目6番7号 名南税理士法人
 資産運用部 部長 松田英雄 TEL: 052-683-7533 FAX: 052-683-1186



平成18年度税制改正速報!

平成18年度税制改正大綱

平成17年12月15日、与党から平成18年度税制改正大綱が発表されました。

この大綱の内容は、経済状況の改善等を踏まえた定率減税の廃止、IT投資促進税制等の廃止、同族会社役員報酬の一部損金不算入制度など増税傾向にあります。中小企業については、活力を最大限に引き出す観点から、中小企業投資促進税制の拡充や同族会社の留保金課税の抜本的な見直し等、税制面での支援が掲げられています。

また、近年における地震災害の頻発等を踏まえ、地震保険料控除や耐震改修税額控除制度の創設等の措置も加えられており、主な改正案は次のとおりで、正式には法律が平成18年3月末までに成立し、4月1日以降の施行(一部は1月1日に遡及)となる予定です。

【法人税】

項目	現行	改正案
役員賞与の損金算入	役員報酬は損金算入(過大部分は除く) 役員賞与は損金不算入	業績連動型役員賞与は損金算入 <適用要件> 非同族法人であること 業務を執行する役員であること 損金経理をしていること 算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きを執っていること 有価証券報告書等で開示されていること その他一定の要件を満たすもの
役員賞与の損金不算入(定期定額要件)の緩和	1ヶ月以内の期間を単位として定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入	あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員賞与を損金算入(年2回のボーナス等) (注) 非業績連動型の役員給与に限る
オーナー社長報酬の給与所得控除相当額の損金不算入	新設	一定の会社のオーナー社長(同族会社の業務を主宰する役員)に支給する給与のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額は損金不算入 <適用除外> 下記 又は に該当する場合には適用しない 所得等の金額(課税所得とオーナー社長報酬の合計額)の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が800万円以下 上記の平均額が800万円超3,000万円以下でこのうちに社長給与の占める割合が50%以下 <一定の会社> オーナー社長とその同族関係者等が発行済株式の総数の90%以上を所有 上記の者が常務に従事する役員の過半数を占めること

財務省によると、対象となる「業務を主宰する役員」はオーナー社長1人のみ適用されるようです。



役員報酬額ごとの損金不算入額

単位: 円

役員報酬が1,000万円超の場合の損金不算入額は以下の算式で計算します
役員報酬 × 5% + 170万円

役員報酬額	損金不算入額
8,000,000	2,000,000
10,000,000	2,200,000
20,000,000	2,700,000
30,000,000	3,200,000
50,000,000	4,200,000

項目	現行	改正案
IT減税 (H18.3.31以前 取得、事業供用)	対象資産：IT関連設備等 税額控除：取得価額×10% (最高：法人税額×20%) 特別償却：取得価額×50% リース税額控除： リース費用の総額×60%×10% (資本金3億円以下の法人に限る) (最高：法人税額×20%)	廃止
情報セキュリティシステム減税	新設	対象資産：情報セキュリティなどの投資 (H18.4.1～H20.3.31までに取得・事業供用) 税額控除：取得価額×10% (最高：法人税額×20%) 特別償却：取得価額×50% リース税額控除： リース費用の総額×60%×10% (資本金1億円以下の法人に限る) (最高：法人税額×20%)
交際費等の 損金不算入 ポイント!	資本金1億円以下の法人について、支出 交際費のうち定額控除(400万円)まで の金額の90%を損金算入 * 5,000円以下の飲食費の損金算入を認める規定については、資本金1億円以下の法人に限られたものではなく、すべての法人について適用されるようです。	2年間延長 (H20.3.31まで) * 1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を損金 不算入となる交際費等の範囲から除外する
留保金課税制度	<留保金課税の対象となる同族会社の判定>	
	同族関係者3グループによる判定	同族関係者1グループによる判定
	<留保控除額>	
	次に掲げる金額のうちもっとも多い金額 所得基準…所得等の金額×35% 定額基準額…年1,500万円 積立金基準額…期末資本金×25% - 利益積立金	次に掲げる金額のうちもっとも多い金額 所得基準…所得等の金額×40%(中小法人 については50%) 定額基準額…年2,000万円 積立金基準額…期末資本金×25% - 利益積立金 自己資本比率基準額(中小法人に限る) …自己資本比率が30%に達するまでの金額
	<不適用措置>	
	設立後10年以内の中小企業者 中小企業新事業活動促進法の経営 革新計画の承認を受けた一定の企業 自己資本比率が50%以下の 中小法人	廃止 2年延長 (H18.4.1～H20.3.31) 廃止
ポイント!	* 課税対象の限定と留保控除の大幅引上げにより、中小企業にとって不可欠な内部留保の充実を図る目的でなされた改正ですが、不適用措置のうち上記とが廃止されているため、申告に当たっては注意が必要です。	
中小企業者等の少額 減価償却資産の取得 価額の損金算入の特 例 ポイント!	中小企業者が取得価額30万円未満の減価 償却資産を取得した場合には、取得価額 の全額の損金算入を認める	その事業年度に取得等をした少額減価償却資産 の取得価額の合計額が300万円を超える場合に は、その超える部分に係る減価償却資産を対象 から除外したうえ、2年間延長 (H20.3.31まで)
	* 適用期限について、現段階では明らかではありませんが、H18.3.31までに取得をした少額減価償却資産については、300万円の上限が適用されないのであれば、少額減価償却資産の購入をできるだけ3月までにするといい、節税対策が考えられます。	

【所得税、住民税】

項目	現行	改正案
地震保険料控除 ポイント!	新設	所得控除新設(生命保険料控除と同じように)H19～ 控除限度額：所得税 50,000円 ：住民税 25,000円
	* 現行の損害保険料控除(長期)と併用する場合には、合わせて最高75,000円が限度になります。 * 現行の損害保険料控除(長期)はH18.12.31までに締結した保険契約に限り適用。	
耐震改修税額控除	新設	居住者がH18.4.1～H20.12.31までの間に、一定の 居住用家屋の耐震改修をした場合には、その年分の 所得税の額から耐震改修工事費用の10%(最高20万 円)を控除する(住民税は適用なし)

項目	現行	改正案																																																
寄付金控除	< 寄付金控除額 > H17年 特定寄付金の合計 - 1万円 (総所得の30%が限度)	< 寄付金控除額 > 特定寄付金の合計 - 5万円 (総所得の30%が限度)																																																
定率減税	所得税：所得税額×10%(上限：12.5万円) 住民税：住民税所得割額×7.5% H18年 (上限：2万円)	H19年以降廃止																																																
税率構造	< 所得税 >																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行 (4段階)</th> <th colspan="3">改正案 (6段階) H19~</th> </tr> <tr> <th>課税所得</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> <th>課税所得</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330万円以下</td> <td>10%</td> <td>0円</td> <td>195万円以下の金額</td> <td>5%</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>330万円超 900万円以下</td> <td>20%</td> <td>330,000円</td> <td>330万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>97,500円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1,800万円以下</td> <td>30%</td> <td>1,230,000円</td> <td>695万円以下の金額</td> <td>20%</td> <td>427,500円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円超の金額</td> <td>37%</td> <td>2,490,000円</td> <td>900万円以下の金額</td> <td>23%</td> <td>636,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,800万円以下の金額</td> <td>33%</td> <td>1,536,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,800万円超の金額</td> <td>40%</td> <td>2,796,000円</td> </tr> </tbody> </table>		現行 (4段階)			改正案 (6段階) H19~			課税所得	税率	控除額	課税所得	税率	控除額	330万円以下	10%	0円	195万円以下の金額	5%	0円	330万円超 900万円以下	20%	330,000円	330万円以下の金額	10%	97,500円	900万円超 1,800万円以下	30%	1,230,000円	695万円以下の金額	20%	427,500円	1,800万円超の金額	37%	2,490,000円	900万円以下の金額	23%	636,000円				1,800万円以下の金額	33%	1,536,000円				1,800万円超の金額	40%	2,796,000円
	現行 (4段階)			改正案 (6段階) H19~																																														
課税所得	税率	控除額	課税所得	税率	控除額																																													
330万円以下	10%	0円	195万円以下の金額	5%	0円																																													
330万円超 900万円以下	20%	330,000円	330万円以下の金額	10%	97,500円																																													
900万円超 1,800万円以下	30%	1,230,000円	695万円以下の金額	20%	427,500円																																													
1,800万円超の金額	37%	2,490,000円	900万円以下の金額	23%	636,000円																																													
			1,800万円以下の金額	33%	1,536,000円																																													
			1,800万円超の金額	40%	2,796,000円																																													
< 住民税 >																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行(3段階)</th> <th>改正案 H19~</th> </tr> <tr> <th>課税所得</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>5%</td> <td>0円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一律10%</td> </tr> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>700万円超の金額</td> <td>13%</td> <td>310,000円</td> </tr> </tbody> </table>		現行(3段階)			改正案 H19~	課税所得	税率	控除額		200万円以下の金額	5%	0円	一律10%	700万円以下の金額	10%	100,000円	700万円超の金額	13%	310,000円																															
現行(3段階)			改正案 H19~																																															
課税所得	税率	控除額																																																
200万円以下の金額	5%	0円	一律10%																																															
700万円以下の金額	10%	100,000円																																																
700万円超の金額	13%	310,000円																																																
<p>* 改正により、所得税と住民税の税率は変更されますが、所得税と住民税を合わせた税負担については、現行と変わらないような措置が図られる予定です。</p>																																																		

ポイント!

【相続税】

項目	現行	改正案
住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 (1,000万円の非課税枠の上乗せ)	2年間延長 (H18.1.1 ~ H19.12.31)
	* 住宅取得等資金に係る贈与税の特例 (5分5乗方式) については、H17.12.31をもって廃止されています。	
物納制度の見直し	(1) 物納不適格財産の明確化	
	相続税基本通達42-2において、管理又は処分をするのに不適当な財産を例示 < 取引相場のない株式 > 買受確認書が提出されており、優良法人で売却が確実に見込まれることを条件に物納が認められている。	法令において限定 < 取引相場のない株式 > 譲渡制限株式のみが物納不適格 * 有価証券届出書等一定の評価資料を提出する旨の確約書を提出する必要があります。
	(2) 延納中の物納の選択	
	相続税の延納者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、一定額の残額につき物納を選択することができる。	
	(3) 物納手続きの明確化	
物納の許可に係る審査期間の法定化(原則3ヶ月)や物納手続に必要な書類が明確化されます。		
(4) その他所要の措置		
金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法を明確化する。 物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。 その他所要の措置を講ずる		
* 上記の改正は、H18.4.1以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用されます。		
* 市街化調整区域内の土地、無道路地等について、「物納劣後財産」に分類され、他に物納適格財産がない場合に限り、物納を認める財産として、その範囲が明確化されます。		

ポイント!

【その他】

項 目	現 行	改 正 案
登録免許税	H18.3.31までの所有権移転 税率：売買、交換、贈与1%、 相続0.2%など	H18.4.1以降の所有権移転 税率：売買、交換、贈与2%、相続0.4%など *ただし、H20.3.31までの売買による土地の 所有権移転登記については、1%（本則2%）
	* 売買による土地の所有権移転登記以外の登記については、特例が廃止され、登録免許税が倍になります。非課税枠を利用した計画的な贈与等の場合には、3月31日までに登記をした方がお得です。	
不動産取得税	H18.3.31までの取得 税率：原則4%を3%に引き下げ 宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税の課税標準を1/2に軽減	H18.4.1以降の取得 土地・建物（住宅）H21.3.31まで税率3% 建物（店舗・事務所）H20.3.31まで3.5% → 2年間延長（H21.3.31まで）
長者番付の公示廃止（所得税等）	納付所得税額が1,000万円を超える納税者の住所・氏名を毎年5月16日～31日まで公示	公示廃止（個人情報保護の観点から） * H18.4.1以後に公示する場合について適用
無申告加算税の引上げ	納付税額 × 15% 更正を予知したものでない場合 5%	納付税額(50万円超部分) × 20% H19～ 更正を予知したものでない場合 5% (期限内申告書を提出する意思があったと認められる自主的な2週間以内の申告には無申告加算税は課さない)
ゴルフ会員権（プレー権有り）の譲渡損失	平成18年度の税制改正では、ゴルフ会員権について特に触れられていないため、ゴルフ会員権（プレー権有り）の譲渡損失については、引続き損益通算が可能です。	

